

## 【新型コロナウイルス】

### ○自立支援医療（精神通院）と精神手帳の特例の取り扱い

#### ◆自立支援医療（精神通院）の特例

R2.3.1～R3.2.28 に有効期限を迎える方は、有効期限が自動的に（手続き不要）1年間延長されます。受給者証は今お持ちのものをそのまま使用し、期限を一年先に読み替える形で対応します。

- 例) ①有効期限：R2.6.30（次回診断書不要）の方  
→自動的に R3.6.30 まで延長（R3.7.1～の更新は診断書不要）  
※その次の更新（R4.7.1～）は要診断書
- ②有効期限：R2.6.30（次回要診断書）の方  
→自動的に R3.6.30 まで延長（R3.7.1～の更新は診断書必要）  
※その次の更新（R4.7.1～）は診断書不要

#### ◆精神手帳の特例申請

R2.3.1～R3.2.28 に有効期限を迎える方で、診断書で更新される方の診断書の提出が、1年間猶予されます。しかし、手続きが免除されるわけではないので、期限が切れる前に更新の申請が必要となります。

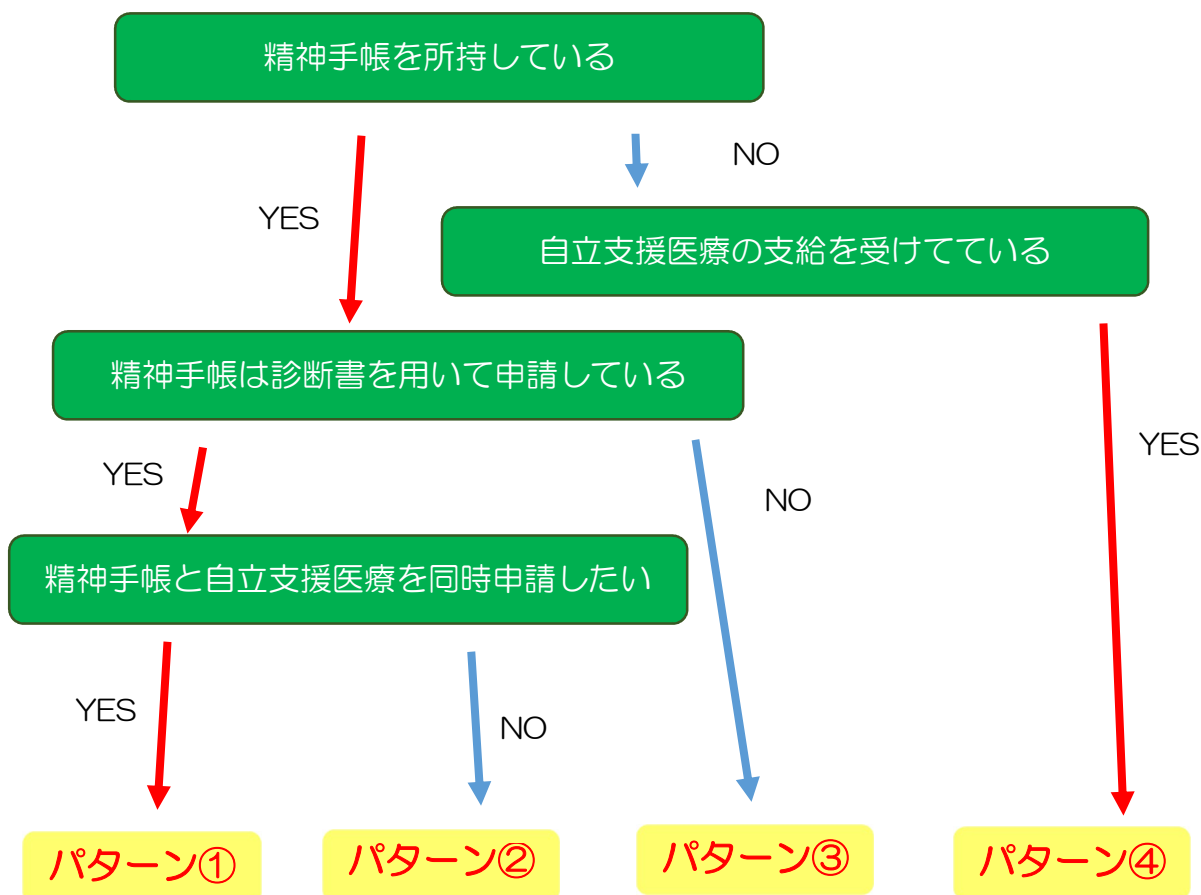
- 例) ①有効期限：R2.6.30（診断書で申請）の方
- (i) 診断書なしで更新手続きをしていただく（R2.6.30 まで）。
  - (ii) 診断書のみ提出していただく（R3.6.30 まで）。
- ※①の手続き時に診断書も提出していただいても大丈夫です。  
※診断書の提出を猶予されて手続きされた場合でも、作成される手帳の有効期限は元々の有効期限の2年後（R4.6.30）までとなります。
- ②有効期限：R2.6.30（年金証書で申請）の方  
申請に関する猶予は適用されません。R2.6.30 までに手続きをしていただく必要があります。

※これらは更新申請に適用されるものであり、新規申請や変更申請についてはこれまで通り申請していただく必要があります。

**※注意事項※**

自立支援医療と手帳について、診断書を用いて同時申請をされてる方は、特例を適用すると更新の時期がズれることがあります。今後も同時申請を希望される方は、特例申請ではなく通常通り申請してください。

**【どう申請したらいいの?】**



申請パターン	精神手帳	自立支援医療
パターン①	通常申請	通常申請
パターン②	特例申請可	特例適用
パターン③	通常申請	特例適用
パターン④	—	特例適用

※通常申請・・・今まで通りの申請で受付をします。

※特例申請可・・・特例申請でも通常申請でもどちらでも申請できます。

※特例適用・・・特例を適用します。